

私立高校生への修学支援

平成26年4月から支援制度が新しくなりました

就学支援金制度

授業料軽減補助制度

奨学のための給付金制度

奨学金・入学資金貸付制度も実施しています



全ては子どもたちのために!

北海道私立中学高等学校協会

1

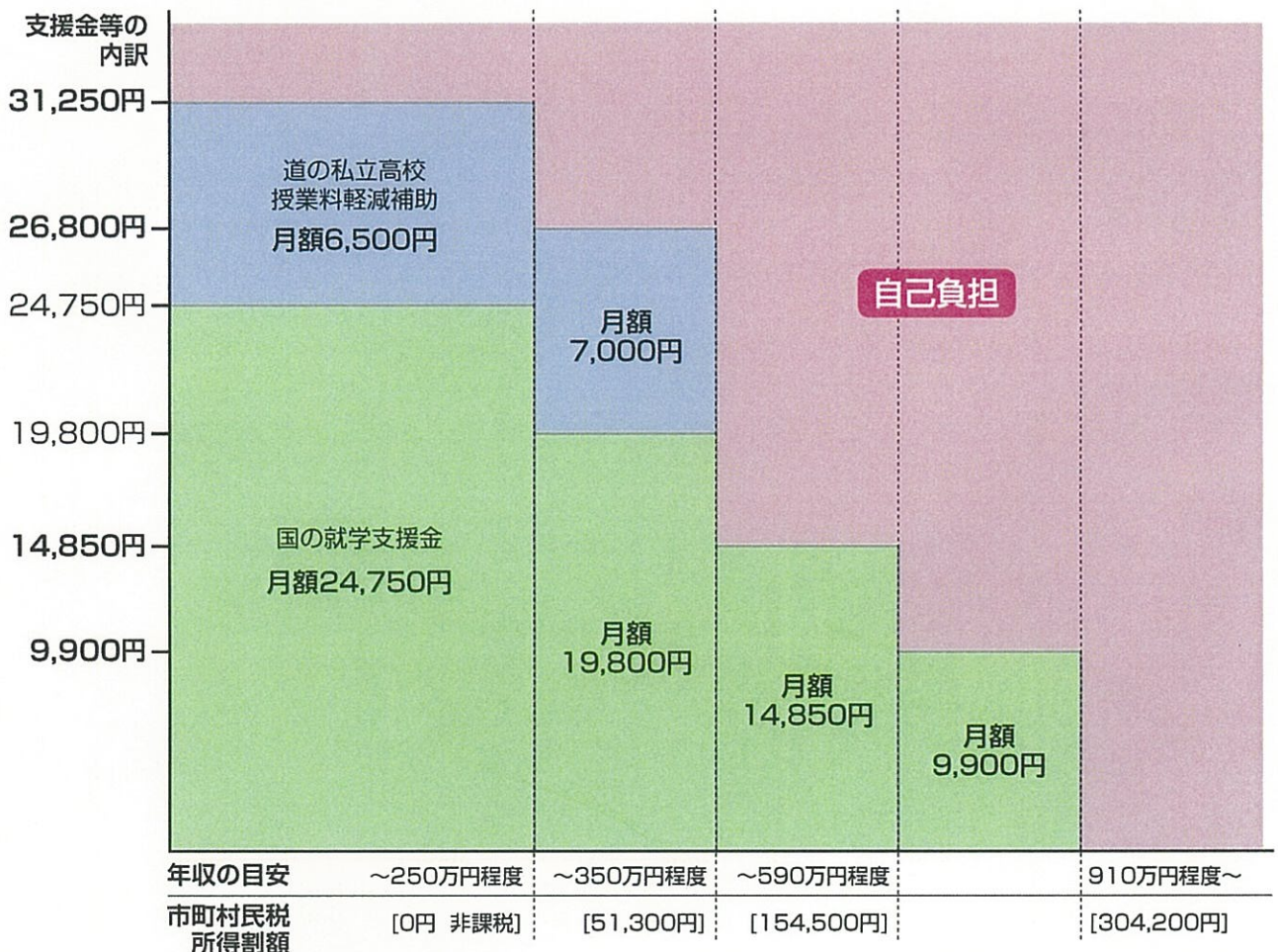
授業料の負担軽減

「国の就学支援金制度」+「道の私立高校授業料軽減補助制度」からなっています。

「就学支援金制度」は、国が、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高校教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与するものです。「私立高校授業料軽減補助制度」は、経済的理由により修学が困難な私立高校生に対し、学校が授業料を軽減したときに、学校に対し道が補助する制度です。ただし、この制度は全日制が対象です。

- 上記の制度は平成22年度に創設され、平成26年4月の改正では、私立高校生に支給される就学支援金が増額し自己負担が減少したことから、より私学に通いやすくなりました。(ただし、市町村民税所得割額が30万4,200円(年収910万円程度)以上の世帯は、授業料を全額負担していただきます。)
- 支給額は下図のとおりですが、在学校の授業料が上限となります。また、単位制の場合は支給額が異なります。

【世帯の年収の目安と支援金等の内訳】



※支給手続き等の詳細は、入学後、学校から案内があります。

2


















奨学のための給付金制度

道では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費についても負担の軽減を図ることとし、教育費負担の割合が大きい所得の低い世帯の生徒を対象に、平成26年4月、奨学のための給付金制度を創設しました。

【制度の概要】

支給要件	次の全てに該当している必要があります。 ●市町村民税所得割額が非課税(年収250万円未満程度)の世帯であること。 ●保護者、親権者等が北海道内に在住していること。 ●国の就学支援金支給対象である学校に在学していること。		
支給額	支給区分	支給額	支給額の考え方
	生活保護受給世帯	年額52,600円 (通信制在学者は除く)	修学旅行費相当額
	第1子の高校生がいる世帯	年額38,000円 (通信制在学者は) 年額28,900円)	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)
	23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯	年額138,000円 (通信制在学者は) 38,100円)	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費相当額(通信制は、教科書費、教材費、学用品費相当額)
備考	・支給手続き等の詳細は、入学後、学校から案内があります。 ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合わせて毎年度支給されます。		

【世帯構成別の給付金の内訳(全日制の場合)】

	世帯A	世帯B	世帯C	世帯D	世帯E	世帯F	世帯G	世帯H
23歳以上 ※対象外								
23歳未満				 第1子 ※扶養されている	 第1子 ※扶養されている	 ※扶養されていない		
高校生	 第1子 38,000円	 第1子 38,000円  第2子 138,000円	 第1子 38,000円  第2子 138,000円  第3子 138,000円	 第2子 138,000円	 第2子 138,000円  第3子 138,000円	 第1子 38,000円	 第1子 38,000円	 第1子 38,000円
中学生以下 ※対象外								

3

奨学金及び入学資金貸付金制度

北海道高等学校奨学会では、高校生に奨学金をお貸ししています。
また、全日制の私立高校生には入学資金をお貸ししています。なお、この制度は、平成25年度から予約申請(中学3年時に申し込み)できるようになりました。

■奨学金貸付制度

応募資格

- 学習、生活態度が高校生にふさわしい方で、経済的理由により修学が困難であり、次のいずれかに該当すること。
 - ①保護者が北海道内に住所を有すること。
 - ②保護者が北海道内に住所を有していない場合にあっては、生徒本人が北海道に在住して北海道内の高校に在学し、他の都府県の奨学事業の貸し付けを受けていないこと。
- 【経済的理由とは】
 - 給料収入4人世帯の場合、平成25年中の収入が768万円以下であること。
 - 自営業等の4人世帯の場合、平成25年中の所得が314万円以下であること。
 - 上記は標準的な例であり、それ以上に収入等があっても該当する場合があります。

貸付月額

- 次の月額の中から希望額を選択すること。
 - ①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円 ⑤30,000円 ⑥35,000円
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 高校卒業後1年据置き、12年以内に均等分割返済。
- 大学等へ進学した場合には、在学期間中返済を猶予できます。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月)に中学校に予約申請するか、入学後の5月頃に高校で定期募集します。

■入学資金貸付制度

応募資格

- 全日制の私立高校入学者で、生活保護世帯または市町村民税が非課税の世帯であること。

貸付額

- 200,000円以内(入学校の入学一時金が上限となります。)
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 貸付を受けた年の翌年の6月から、12年以内に半年賦(6月と12月の年2回)の分割返済。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月)に中学校に予約申請するか、入学後の4月に高校で定期募集します。

【担当機関 北海道高等学校奨学会 TEL 011-222-6166】

北海道私立中学高等学校協会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 札幌ガーデンパレス5F

TEL 011-241-6651 FAX 011-242-2858 URL <http://www.doshigaku.jp>

4. その他の奨学制度

北海道の補助制度以外にも、私立高校への就学を援助するための様々な奨学制度があります。

●私立高校独自の奨学制度

特待生のほか、兄弟姉妹で入学した場合の授業料等減免制度や入学金の軽減制度など、独自の奨学金制度を設けている学校があります。詳しくは各学校にお問い合わせください。

●市町村独自の授業料等補助制度

札幌市の奨学生制度や旭川市の入学資金、奨学金の貸付制度など、道内の多くの市町村が独自に私立高校授業料等への奨学制度を設けています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

●日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)の教育ローン

1人当たり350万円以内(利率は年2.35%＝H26.5.1現在)の融資が受けられます。

用途は、受験料、入学金、授業料、制服代、教材費など幅広く定められています。なお、融資を受けるには保護者の所得基準があり、15年以内に返済することになっています。

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫道内各支店
教育ローンコールセンター
ナビダイヤル:0570-008-656

●公益財団法人交通遺児育英会の奨学金貸与

道路における交通事故で、保護者が死亡または著しい後遺障害となった私立高校生に対して、奨学金(月額2万、3万、4万円から選択)および入学一時金(1年次のみ、20万、40万、60万円から選択)が無利子で貸与されます。なお、貸与条件に家計基準があり、また、卒業後20年以内に返還することになっております。

【問い合わせ先】

公益財団法人交通遺児育英会
☎:0120-521-286

